

令和4年第2回臨時会

斑鳩町議会会議録

令和4年5月10日

午前9時50分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (12名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	坂口 徹	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	安全安心課長	曾 谷 博一
政策財政課長	真 弓 啓	税 務 課 長	福 田 善行
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中原 潤	子育て支援課長	中 尾 歩美
国保医療課長	猪川 恭弘	都市建設部長	上 田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	都市創生課長	福 居 哲也
会計管理者	安藤 晴康	教 育 次 長	本 庄 徳光
教委総務課長	松岡 洋右	生涯学習課参事	平 田 政彦

---

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名  
日 程 2. 会期の決定について

- 日 程 3. 発議第 3 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 4. 議案第 2 1 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 5. 議案第 2 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 6. 議案第 2 3 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第 2 4 号 斑鳩町デジタル防災行政無線システム整備工事請負契約の締結について
- 日 程 8. 議案第 2 5 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日 程 9. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて  
（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 0. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて  
（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 1. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて  
（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 2. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて  
（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 3. 承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて  
（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 9 号）について）
- 日 程 1 4. 報告第 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
（令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）
- 日 程 1 5. 常任委員会委員の選任について
- 日 程 1 6. 議会運営委員会委員の選任について

日 程 17. 議長報告について

(1) 常任委員会正副委員長互選結果について

(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時50分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和4年第2回斑鳩町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和4年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてなど、11議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

令和4年度もすでに1か月あまりが経過いたしました。本年度は、「和のこころ」で未来へ続く斑鳩の創造への第一歩であります。職員ともども一丸となって、創意工夫しながら、諸事業を全力で推し進めておりますので、議員皆様方には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員には、3番 中川議員、6番 大森議員を指名します。両議員には会期中よろしく願いたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

続きまして、日程3. 発議第3号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番 奥村議員。

○13番(奥村容子君) 発議第3号について説明をさせていただきます。

初めに議案書を朗読いたします。

発議第3号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年5月10日 提出

議 会 議 員

坂 口 徹

奥 村 容 子

斑鳩町議会議員の期末手当の改正にあたっては、斑鳩町議会はこれまで、国の「人事院勧告」を尊重してまいりました。令和3年度の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、斑鳩町議会議員の期末手当の支給月数を0.10月分引き下げるものがあります。

それでは、要旨の朗読をもって、条例案の説明にかえさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例(要旨)

令和3年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容を受けた一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容については、(1) 期末手当の支給月数の改定(第4条第2項の改正規

定)といたしまして、期末手当について支給月数を0.10月分引き下げるものです。

期末手当の支給月数としては、表に示しておりますように、6月期、12月期それぞれ1.675月から1.625月とし、年間支給月数を3.35月から3.25月に改正するものであります。

2. 施行期日等については、(1) 施行期日といたしまして、公布の日から施行します。(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定に基づき算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された額に、167.5分の10を乗じた額を減じた額とします。

以上をもちまして、発議第3号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましての概要説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、発議第3号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

発議第3号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号については、満場一致で可決されました。

続きまして、お手元に配布いたしております議事日程表の日程4. 議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程14. 報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）まで、以上11議案を一括上程します。

町長から、本臨時会に付議されました11議案について総括提案説明を求めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本臨時会に付議しました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。  
本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を  
賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程４．議案第２１号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一  
部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略するこ  
とにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２１号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第２１号 特別職の職員で常勤のものの給与  
及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第２１号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第１４９条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議  
決を求めます。

令和４年５月１０日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます  
す。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願  
いいたします。議案書末尾、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一  
部を改正する条例について（要旨）をご覧ください。

今回の条例改正については、令和３年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内  
容を受けた、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律  
が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数に

ついて改定を行うものでございます。

1. 改正内容についてであります。(1) 期末手当の支給月数の改定といたしまして、期末手当の支給月数を0.10月分引き下げ、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.625月に、年間支給月数を3.35月から3.25月に引き下げるものでございます。次に、2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日は、公布の日から施行いたします。次に、(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定に基づき算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された額に167.5分の10を乗じた額を減じた額とします。なお、一般職の職員が、その退職に引き続き、特別職の職員となった副町長においては、127.5分の15を乗じた額を減じた額といたします。この特例措置に関する規定は、令和3年12月の期末手当引き下げ相当額を令和4年6月期末手当で調整するという趣旨の規定でございます。

以上、議案第21号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第21号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

議案第21号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、満場一致で可決されました。

続きまして、日程5. 議案第22号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。



よって、議案第22号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第22号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第22号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に  
関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧ください。

今回の条例改正については、先の議案第21号と同様に、令和3年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容を受けた、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

1. 改正内容についてであります。（1）期末手当の支給月数の改定といたしまして、期末手当の支給月数を0.10月分引き下げ、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.625月に、年間支給月数を3.35月から3.25月に引き下げるものでございます。次に、2. 施行期日等についてであります。（1）施行期日は、公布の日から施行いたします。次に、（2）令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定に基づき算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された額に、167.5分の10を乗じた額を減じた額といたします。

以上、議案第22号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、

原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 22 号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

議案第 22 号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号については、満場一致で可決されました。

続きまして、日程 6. 議案第 23 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第 23 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第 23 号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 149 条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 4 年 5 月 10 日 提出

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧ください。

今回の条例改正については、令和3年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容を受け、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

1. 改正内容についてであります。（1）期末手当の支給月数の改定といたしまして、再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を、0.15月分引き下げ、6月期と12月期でそれぞれ支給月数を1.20月とし、年間支給月数を2.55月から2.40月に引き下げるものでございます。また、再任用職員の期末手当の支給月数を、0.10月分引き下げ、6月期と12月期でそれぞれ支給月数を0.675月に、年間支給月数を1.45月から1.35月に引き下げるものでございます。次に、（2）斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。本条例の規定のなかで、一般職の職員の期末手当の支給月数を引用する部分がございますことから所要の改正を行うものでございます。なお、会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給月数の改定はございません。また、次にご説明させていただきますが、会計年度任用職員につきましては、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置については対象外としているところでございます。

裏面をお願いいたします。2. 施行期日等についてであります。（1）施行期日は、公布の日から施行いたします。次に、（2）令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定に基づき算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された額に、再任用職員以外の職員にあつては127.5分の15を、再任用職員にあつては72.5分の10を乗じた額を減じた額とします。この特例措置に関する規定は、特別職と同様に、令和3年12月の期末手当引き下げ相当額を令和4年6月期末手当で調整するという趣旨の規定となっております。

なお、今回の給与改定にあたりましては、あらかじめ、斑鳩町職員労働組合との協議

を実施しております、今回の引き下げ措置は、国の内容に準じるもので、いたし方ないという回答があり、合意に達しているところでございます。

以上、議案第23号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回の引き下げですけど、結構な額になると思うんです。職員さん1人あたりの金額がいくらになるのかというのと、あと全体の影響額を教えてくださいませんか。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今回、職員の1人あたりの影響額ということなんですけれども、標準のモデルとして、給料月額約30万円の職員、これは30代の係長級といたしまして、この0.15月分の期末手当の支給月数の引き下げと、付則で規定しております特例措置分ですね、これらをあわせまして年額で約11万円となっているところでございます。また、役場全体ということですけども、これは総額で約1,900万円の減額となっているところでございます、以上です。

○議長（伴吉晴君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第23号に関する質疑を終結します。

議案第23号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第23号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正では2021年の人事院勧告に基づき、一般職の職員の期末手当支給月数を0.15月分、再任用職員の支給月数を0.10月分引き下げるものです。実施されれば、当町では先ほどありましたように、一般職の職員さんでモデルでいうと、年

額11万円もの引き下げとなり、かなりの金額が引き下げとなります。この間、職員の皆さんは、コロナ禍という誰も経験したことのない事態に直面し、給付金の支給やワクチン接種など、通常業務に加えてコロナ対策として必要な業務を行い住民からの相談や苦情にも丁寧に対応し、荷重負担の中、住民の命と暮らしを守るため奮闘していただいています。その職員の労苦に対し賃金を引き上げるといふのならわかるのですが、引き下げるといふのはとても理解ができません。賃下げが職員の士気の低下につながりかねず、そうすれば、その影響を受けるのは住民です。職員の賃金の引き下げは、住民にとってもマイナスにつながりかねない大きな問題だと考えます。

次に、公務員の給与の引き下げは、日本経済にとって悪影響を及ぼすということです。コロナ禍の中で、日本経済は危機的な状況にあります。この日本経済を立て直すには、個人消費を増やし、そのためにも国民の可処分所得をあげる必要があります。そのようなときに、公務員の給与を下げるということは、日本経済の立て直しに逆行するものだと考えます。リーマンショックの時には、民間に合わせて公務員の給与を下げ、さらには民間は公務員給与の引き下げに合わせて民間も下げるといふ悪循環に陥りました。このことで日本経済はさらなる消費の低迷、景気悪化を加速しました。過去の失敗から学び、同じことを繰り返さないためにも職員の期末手当引き下げは行うべきではないと考えます。以上の点から、本案については賛成できないことを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議案第23号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申しあげます。

本議案につきましては、人事院の給与勧告を受け、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の期末手当の支給月数を引き下げる改正を行うものであります。

斑鳩町におきましては、これまでからも、国家公務員の給与改定の内容に準拠した改定を実施されており、今回の改正内容につきましても、これまでの方針に沿ったものであること、また、本町の職員労働組合との協議もなされ、合意に達しているとのことであります。

以上のことから、私は、本議案に賛成するものであります。

議員みなさんのご賛同を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第 2 3 号については、賛成多数で、可決されました。

続きまして、日程 7. 議案第 2 4 号 斑鳩町デジタル防災行政無線システム整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 4 号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第 2 4 号 斑鳩町デジタル防災行政無線システム整備工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

議案第 2 4 号

斑鳩町デジタル防災行政無線システム整備工事  
請負契約の締結について

標記について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 5 月 1 0 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

本議案につきましては、災害発生時などの防災情報伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化、重層化を図るため、老朽化したサイレン、音声有線放送システム設備の更新を行い、拡張性、汎用性の高いシステムを構築するため、デジタル防災行政無線システムを整備することについて、予定価格が 5 千万円を超えることから、地方

自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約で、契約金額は1億9,558万円でございます。

契約の相手方は、日本電通株式会社 奈良支店 支店長 堀田隆祥でございます。

なお、工期につきましては、議会議決後、令和5年3月27日までの322日間で、竣工してまいる所存でございます。

以上で、議案第24号 斑鳩町デジタル防災行政無線システム整備工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けいたします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 4点質問させていただきます。ひとつ目は役場の1階に親局を設置するということですが、ハザードマップによりますと、桜池の決壊で0.5ないし、1m未満の浸水が予定されているというところでございますが、1階ではなく、2階、3階への設置はされないのか、その辺の対応は十分なのかを質問させていただきます。それから2点目は、耐用年数、本体の耐用年数どのぐらいなのか教えていただきたいと思います。それから3点目は、年間のランニングコスト、現在と新しいシステムの差額、違い、どのぐらいなのか、教えていただきたいと思います。それから4点目は新しい防災システムを住民にどのように、混乱がおきないように周知徹底するかを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） まず1点目のため池ハザードマップによる役場周辺の浸水想定のお話ですが、役場北側に位置しております桜池、慶花池が決壊した場合、庁舎周辺で水深50センチ未満の区域であることが、町が作成、配布したハザードマップで示されてるところでございます。ただ、それを作るにあたりまして、報告書を作成をいただいているんですけども、そのいわゆる解析結果の図面を見ますと、ちょうど役場周辺のほうは、20センチ未満の色がついているところございまして、なおかつ現在東側の1階の宿直室に親機を整備するんですけども、このあたりについてはその想定区域から外れている状況でございます。ただ、役場の設備の危機管理の面からも、いわゆるスロープの入口付近ぐらいで、止水板で水を止めていくような対策も講じてまいりたいと考えているところでございます。1点目は以上でございます。

2点目の耐用年数なんですけれども、これはそれぞれいわゆる消耗品であったり、大ききなところになりますと、コンピュータの入れ替えであったりというふうになっているんですけども、消耗品関係、あるいはバッテリー関係で考えますと、2年から3年、バッテリーでしたら5年というような形でメーカーのほうからの、いわゆる標準の入れ替えの説明が受けたところでございます。また、肝心のシステムのほうですけれども、これにつきましては、5年から7年の更新が望ましいというところをお聞きしているところでございますけれども、ただ、それが10年もつのか、いや、3年もつのか、いうところはございまして、それは機械によって多少の前後はあるということですので、おおむね7年程度はいけるだろうというふう聞いていただいております。

次にランニングコストですけれども、このランニングコストにつきましても、プロポーザルの時点におきまして、メーカーからいわゆる見積書も徴収させていただいております。今回1年目から10年目までトータルで約2,970万円が要するだろうと提案を受けたところでございます。年間で約300万円弱、年度の増減はあるにしても年間300万円となっているところでございます。現在役場が運用しておりますサイレンと有線放送の設備、これが約239万円かかっておりますことから、これだけの高性能と高機能を維持する部分を勘案しても300万円という金額は妥当ではないかというふうに考えているところでございます。最後に住民への周知なんですけれども、これは非常に大事なことでございますので、いわゆる広報紙もそうですし、実際に立てていったらテストをするんですけども、その際に自治会長さんのほうにテストしますよと、そしてこういったことになりますよというようなことをお知らせさせていただきながら、住民のみなさんに浸透するような形で進めていきたい、これは設置だけではなくて、それ以後も随時、機会を見つけて、また、雨の前であったり、台風の前であったり、そういったところについて、文字でもいきますよと、音はこういった音が流れますよとか、水防はこういったサイレンが流れますよとか、そういった形で丁寧に説明をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伴吉晴君） よろしいですか。

2番、斎藤議員。

○2番（斎藤文夫君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（伴吉晴君） ほかにございませんか。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） この公募型プロポーザル、何社参加されましたか。



- 議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。
- 総務部長（西巻昭男君） 6社でございます。
- 議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。
- 3番（中川靖広君） 契約金額の提案が一番低かった金額っておいくらですか。
- 議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。
- 総務部長（西巻昭男君） 順位だけの部分で公表しておりまして、いわゆる選定の過程については非公表ということになっておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。
- 3番（中川靖広君） 順位だけ。
- 議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。
- 総務部長（西巻昭男君） いわゆる最優秀提案者と次点者というような形で順位だけということで、中の公表、中身というのは、金額であったりというのは、公表をしてないという形のプロポーザル方式になっておりますので。ただ、予定価格が2億6千万円の予定価格であったところを1億9,580万円になったところでございます。以上です。
- 議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。
- 3番（中川靖広君） 公表って、値段教えてもらわんでええけど、この契約金額より低いところがあったのか、ないのか。
- 議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。
- 総務部長（西巻昭男君） あったことはございました。
- 議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。
- 3番（中川靖広君） この契約金額より低い業者があるにもかかわらず、この業者と契約した違いというのは、そんなに大きな違いがあったのかどうか、教えていただきたいと思えます。
- 議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。
- 総務部長（西巻昭男君） 今契約しようとしているところと、低かったところを比べますと、ひとつ目はこの業者については、いわゆる13局でサイレンが鳴らせます。それを5局追加します、といったところで、その5局分を加味してもいい値段というとおかしいけれど、満足する値段ということと、もうひとつ、今度契約する日本電通さんですけども、すでに音達の実地調査ですね、そういうのもやられておられまして、斑鳩町のいわゆる地性であったり、地域の特性であったり、浸水想定区域の難聴とかっていうと

ころで、そういった提案をいただいて、この請負業者さんならば任せられるなというふうに考えたところで、ただ単に値段が安い、値段が安かったら基本パッケージのみと、そういったことになってますんで、独自提案とかを加味させていただいて、総合的に勘案してこの業者を選んだというところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第24号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、満場一致で可決されました。

続きまして、日程8．議案第25号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）  
についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略すること  
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第25号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予  
算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第25号

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議  
会の議決を求めます。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。補正予算書の5ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算の補正であります。第17款 財産収入、第1項 財産運用収入では、第1目 財産貸付収入で、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業用地の令和4年度賃貸料に係る免除に伴う、土地賃貸料2,075万1千円の減額をお願いするものでございます。次に、第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、同誘致事業に係る駐車場事業の収支差額相当額を事業者から受け入れることから、駐車場収入受入金200万円の増額をお願いするものであります。

6ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正であります。第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、斑鳩町史の編さん事業として、令和3年度末の完成に向けて作業を進めていりましたが、最終の校正作業に時間を要し、事業を完了することができず、未了である印刷製本業務を令和4年度に実施したいことから、斑鳩町史編集印刷等業務委託料737万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として2,612万1千円の充当をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18,751千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,113,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、議案第25号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第25号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、満場一致で可決されました。

続きまして、日程9. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第4号

専決処分書

## 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

本承認の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

議案書末尾、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧ください。本条例は、令和4年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年4月1日から施行される内容に関し、本条例について速やかに整備する必要があったことから、令和4年3月31日付けで、専決処分をさせていただいたものでございます。

1. 主な改正内容についてであります。（1）固定資産税に関する改正でございますが、①土地に係る固定資産税の負担調整措置といたしまして、景気対策及び税額の激変緩和の観点から、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等における課税標準額の上昇幅の上限を、現行の評価額の5%から2.5%に引き下げるものでございます。この措置による町税への影響額は、当初課税ベースで、固定資産税で6万4千円、都市計画税で1千円、合計6万5千円となっております。次に、②貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設といたしまして、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、固定資産税の課税標準を、最初の3年間分、価格に4分の3を乗じて得た額とするものでございます。現在、本町で指定された区域はございませんが、大和川が令和3年12月24日に特定都市河川に指定され、現在、大和川流域水害対策協議会を設立し、大和川流域水害対策計画の策定を進められております。今後、この計画に定める区域指定の方針に基づき、知事が指定することとなります。

次に、③公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し等といたしまして、下水道除害施設について特例の適用対象を新たに下水道が整備されたことにより、除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定し、固定資産税の課税標準を、現行の4分の3から5分の4にした上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長するものでございます。現在、本町では特例が適用されている施設はございません。

次に、④省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の拡充等といたしまして、断熱改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象の見直しを行った上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長するものでございます。これまでの実績といたしましては、令和3年度で1件ございました。

裏面にお移りいただきまして、次に、⑤固定資産課税台帳の閲覧等といたしまして、固定資産課税台帳の閲覧等を行うことにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、住所の削除など、総務省令で定める措置を講じた台帳を閲覧等に供することができることとするものでございます。

次に、(2) その他法令の改正による条文整理等所要の改正についてであります。地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日は、令和4年4月1日から施行します。次に、(2) 経過措置といたしまして、別段の定めがあるものを除き、令和4年度以降の年度分の固定資産税について適用してまいります。

以上、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長(伴吉晴君) 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、承認第1号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認されました。

続きまして、日程10. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

本承認の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議案書末尾、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧ください。

本条例は、先の承認第1号と同様に、地方税法等の一部改正により、令和4年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございます。

1. 主な改正内容についてであります。（1）土地に係る都市計画税の負担調整措置

といたしまして、景気対策及び税額の激変緩和の観点から、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等における課税標準額の上昇幅の上限を、現行の評価額の5%から2.5%に引き下げるものでございます。次に、(2)貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設といたしまして、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、都市計画税の課税標準を最初の3年間分、価格に4分の3を乗じて得た額とするものでございます。次に、(3)その他法令の改正による条文整理等、所要の改正といたしまして、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

2. 施行期日等についてであります。(1)施行期日は、令和4年4月1日から施行します。次に、(2)経過措置といたしまして、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用してまいります。

以上、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、承認第2号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認されました。

続きまして、日程11. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、委員会付託を省略します。



理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

- 住民生活部長（栗本公生君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきまして、ご説明を申しあげます。議案書末尾の条例要旨をご覧をいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略させていただきます、本要旨をもってご説明にかえさせていただきますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願いを申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和4年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることとなり、本条例について、すみやかに整備する必要があったことから、専決処分させていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に。後

期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきましてのご説明とさせていただきます。何卒温かいご審議をいただき、原案どおりご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認されました。

続きまして、日程12．承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第7号

#### 専決処分書

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。議案書末尾の条例要旨をご覧いただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます、本要旨をもって説明にかえさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

今回の斑鳩町介護保険条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の減免措置について、令和4年度においても継続して実施することとされたことから、令和4年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

その主な改正内容でございますが、保険料減免対象納期限につきまして、現行の令和4年3月31日までを令和5年3月31日までに延長するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）についての説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議をいただきまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第4号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認されました。

続きまして、日程13．承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第19号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第19号）について）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第19号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第19号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第8号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第19号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算の内容は、寄附金の受け入れと、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の繰越明許費の追加について、令和4年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正であります。第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、令和4年3月31日付けで、住民の方から、風景、景観の形成に役立ててほしいとのご意向でご寄附をいただいたことから、1,400万円を増額補正させていただいたものでございます。

8ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正であります。第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第5目 財産管理費で、歳入で申しあげた寄附金1,400万円を財政調整基金に積み立てさせていただいたものでございます。恐れ入りますが、3ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正です。第3款 民生費 第2項 児童福祉費で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業について、令和4年3月31日までに給付金等の支出が完了しないことから、繰越明許費721万7千円の追加を行ったものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第19号）

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,433,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月31日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第19号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第5号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認されました。

続きまして、日程14．報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されて

いる事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年5月10日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第9号

#### 専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年4月1日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、消防団員2名の退職に伴う消防団員退職報償金の支給に関する補正と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する自宅療養者等に対する生活支援に関する補正について、令和4年4月1日付けで専決処分させていただいたものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。補正予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正であります。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対し、おおむね5日間分の食料等の支援物資を無償で提供する生活支援について、その財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することから、58万7千円を増額補正させていただいたものでございます。次に、第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員退職報償金受入金131万8千円を増額補正させていただいたものでございます。

6ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正であります。第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員2名の退団に伴う退職報償金131万8千円を増額補正させていただいたものでございます。第5目 災害対策費では、歳入で申しあげた生活支援の提供に必要な費用58万7千円を増額補正させていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,131,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月1日 専決  
斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結します。

報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を終わります。

続きまして、日程15、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

（午前11時08分 休憩）

（午後0時00分 再開）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

ただいま議題となっております常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名しますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名します。

総務常任委員会委員に、齋藤議員、溝部議員、大森議員、坂口議員、木澤議員、奥村議員。厚生常任委員会委員に、井上議員、奥村議員、中川議員、嶋田議員、横田議員、濱議員。建設水道常任委員会委員に、横田議員、井上議員、溝部議員、齋藤議員、中川議員、木澤議員。広報発行常任委員会委員に、坂口議員、濱議員、大森議員、嶋田議員、



井上議員、横田議員をそれぞれ指名します。

日程15、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定しました。

各委員会委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程16、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本件についても、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名しますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名します。

議会運営委員会委員に、木澤議員、溝部議員、齋藤議員、大森議員、嶋田議員、坂口議員、奥村議員をそれぞれ指名します。

日程16、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定しました。

各委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程17、議長報告についてを議題とします。

議長報告(1)から(2)までにつきましては、事務局長から報告させます。

佐谷議会事務局長。

○議会事務局長(佐谷容子君) 報告します。

(1) 常任委員会正副委員長互選結果についてです。総務常任委員会委員長に齋藤議員、副委員長に溝部議員。厚生常任委員会委員長に井上議員、副委員長に奥村議員。建設水道常任委員会委員長に横田議員、副委員長に井上議員。広報発行常任委員会委員長に坂口議員、副委員長に濱議員です。

(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果についてです。議会運営委員会委員長に木澤議員、副委員長に溝部議員です。以上です。

○議長(伴吉晴君) ただいま議会事務局長から報告させましたとおりです。

皆様方にはよろしくお願いいたします。

以上で、本日開催の第2回臨時会に付議されました各議案については、すべて終了しました。

閉会に先立ちまして町長からご挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和4年第2回町議会臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてなど、11議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、終始ご熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、温かいご配慮により、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

諸事業、諸施策の早期実施に全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員皆様方には、今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

立夏を迎え、これから暑さが増してくる季節となりますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、令和4年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会します。  
お疲れさまでした。

（午後0時05分 閉会）